

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、長野県財務規則（昭和 42 年規則第 2 号。以下「県規則」という。）、本件調達に係る入札公告（以下「入札公告等」という。）のほか、長野県道路公社が発注する契約（物品の製造の請負、物品の買入れ、その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負契約及び委託を除く。）に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものであります。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおりです。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は県規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこととします。
- (2) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこととします。
- (3) 長野県の「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和 59 年長野県告示第 60 号）」の別表の「その他の契約」の欄の等級区分が A に格付けされている者で、当該入札参加資格審査申請における「営業品目区分表」の「その他の業務」の「その他清掃」に登録されている者であることとします。
- (4) 長野県の物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこととします。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこととします。
- (6) 県内に本店を有する者であることとします。
- (7) 3 及び 4 により一般競争入札参加資格の確認を受けた者であることとします。

3 競争入札参加資格の確認等

入札参加者又はその代理人は、入札参加資格の確認のため、次の書類を平成 30 年 5 月 18 日（金）午前 10 時から 12 時までに 14 の場所に持参により提出してください。

- (1) トンネル壁面清掃作業に係る一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）
- (2) 県内に本店を有していることを証する書類

4 一般競争入札参加資格確認結果の通知

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等（以下「確認申請書等」という。）の確認結果及び本公告の一般競争入札への参加資格の有無については、平成 30 年 5 月 21 日（月）までに申請者に通知します。

なければなりません。

ア 業務名及び調達箇所（業務箇所名）

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）又は委任状（様式 4）へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び委任状（様式 4）へ押印した印鑑の押印

- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければなりません。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き替え、変更又は取り消しをすることができません。
- (7) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがあります。
- (8) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、当該契約に係る一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (9) 入札及び開札の日時及び場所は、別記 4(1)のとおりとし、時間に遅れた場合は、辞退したものとみなします。
- (10) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (11) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することができません。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書等を提示しなければなりません。
- 入札参加者が入札及び開札に立ち会わない場合においては、委任状を入札書と同時に提出しなければなりません。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできません。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできません。
- (15) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去していただきます。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (16) 入札参加者又はその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることはできません。

(17) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をします。なお、入札回数は、2回を限度とします。

第2回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第2回目の最低価格の入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。この場合の見積り回数は2回を限度とします。

8 入札保証金

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金の納付を要するとされた場合については、平成30年5月23日(水)午後5時までに別記5の場所に入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保等を提供しなければなりません。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、契約しようとする額(消費税額及び地方消費税額又は仕入に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む)の100分の5以上とします。

なお、入札保証金については免除要件に該当するか否かは、様式5を用いて審査します。

納付が必要な入札参加者には、その旨通知します。

(2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとします。

| 区分 | 種類 | 価額 |
|----|--|--|
| ア | 国債又は地方債 | 債券金額 |
| イ | 独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する法人の発行する債券 | 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額 |
| ウ | 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 | 手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に必ずる金額) |
| エ | 金融機関の保証する小切手 | 金融機関の保証する金額 |
| オ | 金融機関の保証 | 金融機関の保証する金額 |

(3) 入札参加者又はその代理人は、現金で納入する場合は納付書により金融機関から納入し、領収印が捺印された納付書を別記5に掲げる現金取扱員に提示しなければなりません。

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を別記5に掲げる現金取扱員に提出しなければなりません。

- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは、手形を、金融機関の保証が必要である手形のときは、金融機関の保証書を添付して別記5に掲げる現金取扱員に提出しなければなりません。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を添付して別記5に掲げる現金取扱員に提出しなければなりません。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは、当該保証書を別記5に掲げる現金取扱員に提出しなければなりません。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に長野県道路公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を別記5に掲げる現金取扱員に提出しなければなりません。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付するものとします。
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、長野県道路公社に帰属するものとします。
- (11) 県規則第127条各号に該当すると認められた場合は、入札保証金の納付を免除します。
なお、納付を免除した場合でも、落札者が契約を締結しない場合は、納めないこととした入札保証金に相当する額を納付しなければなりません。

9 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とします。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札人が協定して入札した入札書
- (4) 業務名、業務箇所名及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 業務名、業務箇所に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正箇所に(5)又は(6)と同一の押印のない入札書
- (10) 納付した入札保証金等の額が8(1)による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引き、

落札者を決定するものとします。

- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代ってくじを引き落札者を決定するものとします。
- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方をすることがあります。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

11 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければなりません。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、8の(2)入札保証金の定めを準用します。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、長野県道路公社に帰属するものとします。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。
- (5) 入札公告等において契約保証金の納付を免除された契約の相手方が、契約の履行をしないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を徴収するものとします。

12 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して5日以内(契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取りかわしをするものとします。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受け、これに記名押印するものとします。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとします。

13 契約条項

別添「業務委託契約書(案)」のとおり。

14 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに一般競争入札参加資格確認申請書の提出先

〒380-0837

長野市大字南長野字幅下 667 番地 6 長野県土木センター4階

長野県道路公社総務課

電話 026 - (234) - 6883

15 その他必要な事項

- (1) 予算執行者の氏名は、別記 6 のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとします。

別 記

1 競争入札に付する事項

契約業務名

平成 30 年度 三才山トンネル有料道路 外 1 トンネル壁面清掃作業

2 履行期間

着手日から約 100 日間

3 履行場所

上田市鹿教湯温泉～松本市三才山 三才山トンネル 外 1 箇所

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 30 年 5 月 24 日(木) 午前 11 時から

イ 場所 長野市大字南長野字幅下 667 番地 6
長野県土木センター1階 101・102 会議室

(2) 照会先

〒380-0837

長野市大字南長野字幅下 667 番地 6 長野県土木センター 4 階

長野県道路公社総務課 026 - (234) - 6883

5 入札保証金等の提出先

〒380-0837

長野市大字南長野字幅下 667 番地 6 長野県土木センター 4 階

長野県道路公社総務課経理係 026 - (234) - 6883

職名 現金取扱員

氏名 福野 英介

6 予算執行者の氏名

長野県道路公社理事長 坂下 伸弘